

「特例港湾運営会社」の指定申請について

東京港埠頭株式会社は、平成25年9月10日付けで、「特例港湾運営会社」の指定申請をいたしました。

1. 概要

港湾の国際競争力強化、港湾運営の民営化を図るため、平成23年3月の港湾法改正により、国際戦略港湾におけるコンテナターミナル等の運営に関する業務を一体的に担う「港湾運営会社」制度が創設されました。

同法では、港湾運営会社は国際戦略港湾（京浜港・阪神港）ごとに1つに限ると規定されていますが、4年間の特例措置として国際戦略港湾の埠頭群を「特定埠頭群」に区分し、それぞれに「特例港湾運営会社」を指定することが可能とされています。

このたび当社は、東京港の「特例港湾運営会社」として指定を受けるため、国土交通大臣に対して指定申請書を提出いたしました。

2. 「特例港湾運営会社」指定による主なメリット

(1) 無利子貸付制度の拡充

現在、最大6割となっている国及び港湾管理者からの無利子貸付の割合が、「特例港湾運営会社」の指定を受けることで、最大8割までとなります。

(2) 税制優遇措置の適用

国の補助又は貸付を受けて新たに整備する荷さばき施設等について、固定資産税・都市計画税の減免（課税標準1/2）が受けられます。

【参考】会社概要

設立日	平成19年10月25日
資本金	168億5,500万円
所在地	東京都江東区青海二丁目4番24号 青海フロンティアビル10階
代表者	代表取締役社長 平野 裕司

(問合せ先)
東京港埠頭株式会社
埠頭事業部企画振興課長 三浦
電話 03-3599-7339